

対馬市環境基本条例（案）に関する パブリックコメント募集結果

1) 目的

パブリックコメントとは、行政等が意思決定する際の政策等を事前に公表し、その案について広く市民からのご意見や情報を募集するものであり、「対馬市環境基本条例（案）」について下記のとおり実施しました。

2) 募集期間

平成23年7月15日（金）～平成23年8月15日（月）

3) 意見応募件数

1 件

意見の主旨	回 答
<p>対馬市では、対馬市市民基本条例(仮称)、対馬市環境基本条例、対馬市森林づくり条例(仮称)の策定が行われており、それぞれの条例の前文の中で、対馬市の地勢、風土等が述べられている。市民、島外の人がわかりやすいように地勢、風土等については3つの条例で統一したらどうか。</p>	<p>現在検討中の3つの条例において前文が掲げられております。</p> <p>前文では、条例を制定する経緯や背景について述べ、条例制定の目的を明らかにしています。地勢、風土等の記述につきましても、3つの条例で各々の経緯や背景、目的と結びつけられており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>環境基本条例と森林づくり条例は森、川、里、海について、環境が関連しているので、連携が必要である。</p>	<p>ご意見のとおり、環境基本条例につきましては、自然環境は勿論のこと生活環境とも深い関連を持っております。市民、事業者、行政等の連携が必要であるとの認識のもと取り組みを進めてまいります。</p>
<p>環境基本条例及び森林づくり条例は、条例策定の後に環境基本計画及び森林実施計画が策定されると思うが、環境審議会及び森林づくり委員会の委員にそれぞれの条例の策定に携わった委員を相互に2~3名委嘱することができないだろうか。</p>	<p>ご意見のとおり条例制定後に環境基本計画及び森林づくり基本計画の策定を予定しております。委員につきましては、条例検討委員を主体とした委員会の構成を検討しており、両委員会に共通の委員についても考慮したいと思っております。</p>
<p>循環型社会、環境への負荷という言葉が出てくるが、環境への負荷とは環境に与えるどのような状況を示すのか分かりにくい。</p>	<p>第2条で「環境への負荷」について定義されておりますが、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいうとあります。具体的には公害の原因となる行為や動植物の保全に支障を及ぼす行為、人の健康又は生活環境に支障を及ぼす行為などが環境への負荷を与える行為となります。</p>
<p>第13条中「樹林地」とあるのを一般的に慣れ親しんでいる「森林」にかえることはできないのか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第13条中「樹林地」とあるものを広い意味で捉え「森林」に変更いたします。</p>
<p>第14条中「緑地」及び「水辺地」と名称付けられた場所があれば具体的に明示してもらった方が理解し易い。</p>	<p>本市において、場所の名称として「緑地」及び「水辺地」と明示された箇所はありませんが、人と自然、動植物が身近に接することができる場所と御理解いただけたらと思います。</p>